

東京未来ビジョン懇談会設置要綱

28 政計計第 273 号

平成 29 年 1 月 20 日

(設置の目的)

第 1 条 東京都における政策の推進や政策形成等に新たな発想を取り入れるため、各界で活躍している若手の有識者・専門家等と意見交換を行うことを目的として、東京未来ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、東京の未来や東京の可能性等について意見交換を行う。

(組織)

第 3 条 懇談会は、知事及び知事が別途指名する者をもって組織する。

2 懇談会の座長は、知事をもって充て、会務を総理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇談会メンバー以外の者を懇談会に出席させることができる。

(招集)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

(謝礼金の支払)

第 5 条 座長は、懇談会に出席した者に対し、謝礼金を支払うことができる。

(資料等の公開)

第 6 条 懇談会の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 7 条 懇談会の事務局は、政策企画局計画部計画課とする。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。